

東日本大震災に対する板橋区災害援護資金貸付要綱

(平成23年6月30日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区内において、平成23年3月11日の東日本大震災により、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第10条第1項又は同項と同等と認められる被害を受けた世帯であって、その世帯の所得が法第10条第1項に規定する要件に該当する世帯の区民である世帯主（以下「被災者」という。）に対し、板橋区災害援護資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、その生活の立て直しを支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 資金の貸付対象者は、次の各号のいずれかに該当する被害を受けた被災者とする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷
- (2) 家財の3分の1以上の損害
- (3) 住居の半壊
- (4) 住居の全壊
- (5) 住居の全体が滅失又は流失
- (6) 前各号の要件と同等と認められる程度の被害があつて、区長が特別の理由があると認めたもの

(条例による貸付けの優先)

第3条 前条第1号から第5号までのいずれかに該当する貸付対象者は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年板橋区条例第37号。以下「条例」という。）第12条第1項に規定する災害援護資金の貸付けを受けた後、なお資金の貸付けを必要とするときに限り、その貸付けを受けることができる。

(貸付限度額等)

第4条 資金の1世帯当たりの貸付限度額は、150万円とする。

2 資金の償還期間は、当初の据置期間6年（厚生労働省が定める被害の程度その他の事情を勘案して定める場合は8年）を含み13年とする。

(利率)

第5条 資金の利率は、据置期間は無利子とし、据置期間経過後は、その利息の延滞の場合を除き、年0.5パーセントとする（保証人を立てる場合にあつては無利子）。

(償還方法等)

第6条 資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定を準用する。

（補則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、資金の貸付けの手續及び必要な様式類については、条例及び災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 49 年板橋区規則第 33 号）を準用するものとする。

（付則）

この要綱は、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

（付則）

この要綱は、令和元年 10 月 29 日から施行する。